

条例改正に伴う新旧対照表

平成26年

奈良市議会3月定例会

平成 2 5 年度関係

奈良市総合福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
(設置) 第1条 <u>身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障がい者」という。）</u> _____のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、もつて市民の福祉の増進に資するため、総合福祉センターを設置する。 (事業) 第9条 生活介護みどりの家は、主として知的障がい者に係る次に掲げる事業を行う。 (1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）</u>第5条第7項に規定する生活介護に係る事業の運営に関すること。 (2)・(3) 略	(設置) 第1条 <u>障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。以下同じ。）</u>のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、もつて市民の福祉の増進に資するため、総合福祉センターを設置する。 (事業) 第9条 生活介護みどりの家は、主として知的障がい者に係る次に掲げる事業を行う。 (1) <u>法</u> _____第5条第7項に規定する生活介護に係る事業の運営に関すること。 (2)・(3) 略

平成 2 6 年度関係

奈良市青少年問題協議会条例 新旧対照表

現行	改正案
(組織) 第3条 協議会は、会長及び委員若干人で組織する。	(組織) 第3条 協議会は、会長及び委員若干人で組織する。
<u>2</u> 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。	<u>2</u> 会長は、市長をもつて充てる。
	<u>3</u> 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
	<u>4</u> 委員は、規則で定める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
<u>3</u> 協議会に、委員の互選によつて定める副会長1人を置き、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。	<u>5</u> 協議会に、委員の互選によつて定める副会長1人を置き、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

奈良市社会教育委員に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<u>(定数および任期)</u> 第2条 委員の定数は、<u>20人</u>とする。	<u>(組織)</u> 第2条 委員の定数は、<u>16人以内</u>とする。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 <u>(1) 学校教育の関係者</u> <u>(2) 社会教育の関係者</u> <u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 学識経験のある者</u>
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。	3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案												
(給料) 第4条 給料月額は、別表のとおりとする。 別表（第4条関係） <table><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>市長</td><td><u>1,130,000円</u></td></tr><tr><td>副市長</td><td><u>955,000円</u></td></tr></table>	職名	給料月額	市長	<u>1,130,000円</u>	副市長	<u>955,000円</u>	(給料) 第4条 給料月額は、別表のとおりとする。 別表（第4条関係） <table><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>市長</td><td><u>1,048,000円</u></td></tr><tr><td>副市長</td><td><u>885,000円</u></td></tr></table>	職名	給料月額	市長	<u>1,048,000円</u>	副市長	<u>885,000円</u>
職名	給料月額												
市長	<u>1,130,000円</u>												
副市長	<u>955,000円</u>												
職名	給料月額												
市長	<u>1,048,000円</u>												
副市長	<u>885,000円</u>												

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(給与) 第2条 教育長の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。	(給与) 第2条 教育長の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。
(給料) 第3条 前条に規定する給料は、月額 <u>792,000円</u> とする。	(給料) 第3条 前条に規定する給料は、月額 <u>733,000円</u> とする。

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(給与) 第2条 監査委員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。	(給与) 第2条 監査委員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。
(給料) 第3条 前条に規定する給料は、月額 <u>635,000円</u> とする。	(給料) 第3条 前条に規定する給料は、月額 <u>586,000円</u> とする。

奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(給与) 第2条 管理者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。 (給料) 第3条 前条に規定する給料は、月額 <u>792,000円</u> とする。	(給与) 第2条 管理者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。 (給料) 第3条 前条に規定する給料は、月額 <u>733,000円</u> とする。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第41条 略 2 臨時職員の通勤手当の額は、日額<u>680円</u>を超えない範囲内において、市長が規則で定める。 3・4 略 第42条 略 2 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては<u>680円</u>をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。 3 略 附 則 17 平成24年4月1日から平成25年6月30日までの間、給料表の適用を受ける職員の給料月額（次項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）は、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号。以下この項及び附則第22項 _____ において「改正条例」という。）附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、同表に規定する額（第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額に同項に規定する額を加えた額とする。以下「給料表の額」という。）から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、第16条第2項から第4項まで、第20条、第22条第2項並びに次項第2号並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額（第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。 (1)～(4) 略	第41条 略 2 臨時職員の通勤手当の額は、日額<u>700円</u>を超えない範囲内において、市長が規則で定める。 3・4 略 第42条 略 2 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては<u>700円</u>をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。 3 略 附 則 17 平成24年4月1日から平成25年6月30日までの間、給料表の適用を受ける職員の給料月額（次項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）は、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号。以下この項、<u>附則第22項及び第25項</u>において「改正条例」という。）附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、同表に規定する額（第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額に同項に規定する額を加えた額とする。以下「給料表の額」という。）から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、第16条第2項から第4項まで、第20条、第22条第2項並びに次項第2号並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額（第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。 (1)～(4) 略 <u>(給料月額の特例)</u> 25 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、給料表の

現行	改正案
	<u>適用を受ける職員の給料月額</u>の支給に当たっては、同表、第7条の2、附則第18項及び改正条例附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表の額（附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）から、給料表の額（附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、第16条第2項から第4項まで、第20条、第22条第2項、第24条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）並びに第25条第3項並びに附則第18項第2号から第4号まで並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額（第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。 （1） <u>職務の級が1級から5級までの職員 100分の2</u> （2） <u>職務の級が6級の職員 100分の4</u> （3） <u>職務の級が7級の職員及び職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの 100分の5</u> （4） <u>職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円を超えるもの並びに職務の級が9級及び10級の職員 100分の6</u>

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
附 則 (給料月額の特例) 2 平成25年6月30日までの間、特定任期付職員（特定任期付企業職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第5条第1項の表（以下この項及び次項において「給料表」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで及び第20条並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。 (1)～(3) 略	附 則 (給料月額の特例) 2 平成25年6月30日までの間、特定任期付職員（特定任期付企業職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第5条第1項の表（以下この項、次項及び第6項において「給料表」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで及び第20条並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。 (1)～(3) 略 (給料月額の特例) 6 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から、給料表の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで、第20条、第24条第4項及び第5項並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。 (1) 給料表の号給が1号給の職員 100分の4 (2) 給料表の号給が2号給及び3号給の職員 100分の5 (3) 給料表の号給が4号給から6号給までの職員 100分の6

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100 (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110 (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160 (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200 (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160 (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者を含む、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100 (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110 (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160 (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200 (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160 (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

現行	改正案
(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80 (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90 (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)	(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80 (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90 (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125 (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5 (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200	第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。） (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの (3) 第10条第8項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
2 略 (整理退職等)の場合の退職手当の基本額)	2 略 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。 (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125 (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5 (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200 (25年以上勤続後の定年退職等)の場合の退職手当の基本額)
第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて	第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

現行	改正案
退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150 (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165 (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180 (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105	(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者 (3) 第10条第8項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者 (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者 (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの (6) 25年以上勤続し、第10条第8項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
2 略	2 略
	3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。 (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150 (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165 (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180 (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同	(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者のうち、奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

現行			改正案		
表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2	第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定

現行				改正案			
			を乗じて得た額の合計額			められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2	を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、	
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	略		第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	略	
(勸奨の要件)				(退職の理由の記録)			
第6条の2 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、				第6条の2 任命権者は、第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲			

現行			改正案		
規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。			げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。		
第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	略	第7条	第3条から第5条まで	略
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	略		これらの	略
第7条の2	第5条の2第1項の	略	第7条の2	第5条の2第1項の	略
	同項第2号イ	略		同項第2号イ	略
	同項の	略		同項の	略
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におい	第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におい

現行				改正案			
			て定められているその者に係る 定年と退職の日におけるその者の 年齢との差に相当する年数1 年につき100分の2				て定められているその者に係る 定年と退職の日におけるその者の 年齢との差に相当する年数1 年につき100分の3（退職の日に おいて定められているその者に 係る定年と退職の日におけるそ の者の年齢との差に相当する年 数が1年である職員にあつて は、100分の2）を乗じて得た額 の合計額
			を乗じて得た額				
			の合計額				
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2		第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額	
			を乗じて得た額				
			の合計額				
	第5条の2第1項第2号イ	略			第5条の2第1項第2号イ	略	
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定			及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定	

現行				改正案			
			年と退職の日におけるその者の 年齢との差に相当する年数1年 につき100分の2				年と退職の日におけるその者の 年齢との差に相当する年数1年 につき100分の3（退職の日にお いて定められているその者に係 る定年と退職の日におけるその 者の年齢との差に相当する年数 が1年である職員にあつては、 100分の2）を乗じて得た額の合 計額
			を乗じて得た額の合 計額				
		当該割合	略			当該割合	略
(退職手当の調整額)				(退職手当の調整額)			
第7条の4 略				第7条の4 略			
2・3 略				2・3 略			
4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にか かわらず、当該各号に定める額とする。				4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にか かわらず、当該各号に定める額とする。			
(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又 は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項に おいて同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第 1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当 該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、 同項の規定を適用して計算した額				(1) 退職した者のうち自己都合等退職者 以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第 1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当 該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、 同項の規定を適用して計算した額			
(2) 退職した者のうち自己都合退職者 以外のものでその勤続期間が1 年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当 する額				(2) 退職した者のうち自己都合等退職者 以外のものでその勤続期間が1 年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当 する額			
(3) 退職した者のうち自己都合退職者 以外のものでその勤続期間が零 のもの 零				(3) 退職した者のうち自己都合等退職者 以外のものでその勤続期間が零 のもの 零			
(4) 自己都合退職者 でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1				(4) 自己都合等退職者 でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1			

現行	改正案
号の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (5) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 零 5 略	号の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (5) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 零 5 略 <u>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</u> 第10条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。 <u>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</u> <u>(2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集</u> 2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。 <u>(1) 前項各号の別</u> <u>(2) 第8項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</u> <u>(3) 募集の期間</u> <u>(4) 募集の対象となるべき職員の範囲</u> <u>(5) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨</u> <u>(6) 第6項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続</u> <u>(7) 第9項の規定による通知の予定時期</u> <u>(8) 募集に関する問合せを受けるための連絡先</u> <u>(9) その他任命権者が必要と認める事項</u> 3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。 4 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募

現行	改正案
	<u>集の期間を延長することができる。</u> 5 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちに<u>その旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u> 6 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募又は応募の取下げを行うことができる。 (1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者</u> (2) <u>第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者</u> (3) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</u> 7 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。 8 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。 (1) <u>応募者が募集実施要項又は第6項の規定に適合しない場合</u> (2) <u>応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合</u> (3) <u>応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当</u>

現行	改正案
	<u>該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</u> <u>(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</u> 9 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、<u>その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に通知するものとする。</u> 10 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、<u>認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を通知するものとする。</u> 11 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第13項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。 12 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に通知しなければならない。 13 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、<u>その効力を失う。</u> <u>(1) 第14条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u>

現行	改正案
	(2) 第21条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
	(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。
	(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
	(5) 第6項の規定により応募を取り下げたとき。
	14 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項を公表しなければならない。
	15 前各項に定めるもののほか、募集に関し必要な事項は、市長が定める。

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
番号	名称	事務		金額	番号	名称	事務		金額
略	略	略		略	略	略	略		略
78	製造所の設置許可申請手数料	消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	略 指定数量の倍数が200を超える場合	1件につき <u>91,000円</u>	78	製造所の設置許可申請手数料	消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	略 指定数量の倍数が200を超える場合	1件につき <u>92,000円</u>
79	貯蔵所の設置許可申請手数料	略	略	略	79	貯蔵所の設置許可申請手数料	略	略	略
		消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>820,000円</u>			消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>830,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>990,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,010,000円</u>

現行					改正案				
			係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に対する審査	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,100,000円</u>				
				危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,400,000円</u>				
				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,640,000円</u>				
			係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に対する審査	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,120,000円</u>				
				危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,420,000円</u>				
				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,660,000円</u>				

現行						改正案					
				危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>3,850,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>3,880,000円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>5,090,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>5,100,000円</u>
				略	略					略	略
		消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,120,000円</u>			消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,130,000円</u>

現行						改正案					
				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,330,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,340,000円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,480,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,500,000円</u>
				略	略					略	略
				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>2,120,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>2,140,000円</u>

現行						改正案					
				危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき 4,330,000円					危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき 4,350,000円
				略	略					略	略
		略	略	略	略			略	略	略	略
	80	取扱所の設置許可申請手数料	略	略	略		80	取扱所の設置許可申請手数料	略	略	略
			消防法第11条第1項前段の規定に基づく一般取扱所の設置の許可の申請に対する審査	略	略				消防法第11条第1項前段の規定に基づく一般取扱所の設置の許可の申請に対する審査	略	略
				指定数量の倍数が200を超える場合	1件につき 91,000円					指定数量の倍数が200を超える場合	1件につき 92,000円
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	91	製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査手数料	略	略	略		91	製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査手数料	略	略	略
			消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る溶接部検査	略	略				消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る溶接部検査	略	略
				危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル	1件につき 950,000円					危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル	1件につき 990,000円

現行						改正案					
				ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合						ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	
				略	略					略	略
				危険物の貯 蔵最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>1,650,000円</u>					危険物の貯 蔵最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>1,720,000円</u>
				危険物の貯 蔵最大数量 が200,000キ ロリットル 以上300,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>3,180,000円</u>					危険物の貯 蔵最大数量 が200,000キ ロリットル 以上300,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>3,320,000円</u>

現行						改正案					
				危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>3,890,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>4,060,000円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>4,450,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>4,650,000円</u>
		略	略	略	略			略	略	略	略
略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
93	保安検査手数料	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵	略	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロ	1件につき <u>410,000円</u>		93	保安検査手数料	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロ	1件につき <u>430,000円</u>

現行					改正案						
			所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	リットル以上10,000キロリットル未満の場合					所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	リットル以上10,000キロリットル未満の場合	
				略	略				略	略	
				危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の場合	1 件につき <u>920,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の場合	1 件につき <u>960,000円</u>	
				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1 件につき <u>1,160,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1 件につき <u>1,210,000円</u>	
				危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル	1 件につき <u>2,830,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル	1 件につき <u>2,950,000円</u>	

現行						改正案					
				以上300,000 キロリットル未満の場合						以上300,000 キロリットル未満の場合	
				危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>3,470,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>3,620,000円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の場合	1件につき <u>4,000,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の場合	1件につき <u>4,170,000円</u>
		略	略	略	略			略	略	略	略
略	略	略				略	略	略		略	

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 新旧対照表

現行	改正案
(移動支援事業に係る費用負担) 第4条 法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業を利用する者又はその扶養義務者は、移動支援事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該移動支援事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援事業の実施に要した費用の額)の<u>100分の5</u>に相当する額を負担しなければならない。 (地域活動支援センター機能強化事業に係る費用負担) 第5条 法第77条第1項第9号に規定する事業のうち、地域において雇用・就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の<u>100分の5</u>に相当する額を負担しなければならない。 (訪問入浴サービス事業等に係る費用負担) 第6条 法第77条第3項の規定により市が実施する事業のうち、次に掲げる事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の<u>100分の5</u>に相当する額を負担しなければならない。 (1)・(2) 略	(移動支援事業に係る費用負担) 第4条 法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業を利用する者又はその扶養義務者は、移動支援事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該移動支援事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援事業の実施に要した費用の額)の<u>100分の10</u>に相当する額を負担しなければならない。 (地域活動支援センター機能強化事業に係る費用負担) 第5条 法第77条第1項第9号に規定する事業のうち、地域において雇用・就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の<u>100分の10</u>に相当する額を負担しなければならない。 (訪問入浴サービス事業等に係る費用負担) 第6条 法第77条第3項の規定により市が実施する事業のうち、次に掲げる事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の<u>100分の10</u>に相当する額を負担しなければならない。 (1)・(2) 略

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章～第6章 略 第7章 共同生活介護 第1節 基本方針（第125条） 第2節 人員に関する基準（第126条・第127条） 第3節 設備に関する基準（第128条） 第4節 運営に関する基準（第129条―第142条） 第8章～第12章 略 第13章 共同生活援助 第1節～第3節 略 第4節 略（第199条―第201条） 第14章 略 第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条） 第16章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略	目次 第1章～第6章 略 第7章 削除 第8章～第12章 略 第13章 共同生活援助 第1節～第3節 略 第4節 略（第198条の2―第201条） 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3） 第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5） 第3款 設備に関する基準（第201条の6） 第4款 運営に関する基準（第201条の7―第201条の12） 第14章 略 第15章 削除 第16章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略

現行	改正案
(3) 支給決定障害者等 法第5条第22項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(16) 略 第5条 略 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者_____であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 3・4 略 (従業者の員数) 第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章_____において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条_____に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。 2・3 略 (従業者の員数) 第81条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置く	(3) 支給決定障害者等 法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(16) 略 第5条 略 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 3・4 略 (従業者の員数) 第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の2及び第201条の10において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。 2・3 略 (従業者の員数) 第81条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置く

現行	改正案
べき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の<u>平均値</u>をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。 (ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上 イ～エ 略 (3) 略 2～7 略 (従業者の員数) 第101条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。 (1) 略 (2) <u>第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第25条第7号に規定</u>	べき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の<u>平均値</u>をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。 (ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上 イ～エ 略 (3) 略 2～7 略 (従業者の員数) 第101条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。 (1) 略 (2) _____第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第25条第7号に規定

現行	改正案
する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者_____ (以下この章において「<u>指定共同生活介護事業者等</u>」)という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 指定短期入所と同時に第125条に規定する指定共同生活介護、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は第195条に規定する指定共同生活援助_____ (以下この章において「<u>指定共同生活介護等</u>」)という。)を提供する時間帯 <u>指定共同生活介護事業所等</u>(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。))、指定自立訓練(生活訓練)事業所(第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。))又は<u>指定共同生活援助事業所</u>(第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)) _____ _____の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等_____の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等_____における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ 略 2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合におい	する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、<u>第196条第1項</u>に規定する指定共同生活援助事業者又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「<u>指定自立訓練(生活訓練)事業者等</u>」)という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 指定短期入所と同時に_____第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。))、<u>第195条に規定する指定共同生活援助又は第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助</u>(以下この章において「<u>指定自立訓練(生活訓練)等</u>」)という。)を提供する時間帯 <u>指定自立訓練(生活訓練)事業所等</u>(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る_____指定自立訓練(生活訓練)事業所(第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。))、<u>指定共同生活援助事業所</u>(第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>(第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等_____の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等_____における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ 略 2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合におい

現行	改正案
て、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。 (1) 略 (2) <u>指定共同生活介護事業者等</u>である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 指定短期入所と同時に<u>指定共同生活介護等</u>を提供する時間帯 <u>当該指定共同生活介護事業所等</u>の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を<u>当該指定共同生活介護事業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、<u>当該指定共同生活介護事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ 略 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。 (1) <u>指定生活介護事業所、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所</u> <u>又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）</u>（以下この章に	て、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。 (1) 略 (2) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者等</u>である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 指定短期入所と同時に<u>指定自立訓練（生活訓練）等</u>を提供する時間帯 <u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を<u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、<u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ 略 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。 (1) <u>指定生活介護事業所</u> <u>、第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）</u>（以下この章に

現行	改正案
において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 指定生活介護、<u>第125条に規定する指定共同生活介護</u>、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助_____又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ 略 (2) 略 (準用) 第102条 <u>第7条</u>の規定は、指定短期入所の事業について準用する。 (定員の遵守) 第110条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(<u>第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所</u>_____にあつては、<u>共同生活住居</u>(法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。))及びユニット(居室及	において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 指定生活介護_____、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助、<u>第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間</u> 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ 略 (2) 略 (準用) 第102条 <u>第53条</u>の規定は、指定短期入所の事業について準用する。 (定員の遵守) 第110条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(_____第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所_____にあつては、<u>共同生活援助を行う住居</u>(以下「共同生活住居」という。))及びユニット(居室及

現行	改正案
び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 (3) 略 (従業者の員数) 第115条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第118条において同じ。)又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。 2～4 略 (障害福祉サービスの提供に係る基準) 第120条 略 2 略 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び<u>共同生活介護</u>に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。 <u>第7章 共同生活介護</u> <u>第1節 基本方針</u> 第125条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に	び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 (3) 略 (従業者の員数) 第115条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者_____を 除く。第118条において同じ。)又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。 2～4 略 (障害福祉サービスの提供に係る基準) 第120条 略 2 略 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び<u>共同生活援助</u>に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。 <u>第7章 削除</u> 第125条から第142条まで 削除

現行	改正案
<u>行うものでなければならない。</u> <u>第2節 人員に関する基準</u> <u>(従業者の員数)</u> <u>第126条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)</u><u>が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)</u><u>に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</u> <u>(2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</u> <u>ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下この号及び附則第6条において「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</u> <u>イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</u> <u>ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</u> <u>エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</u> <u>(3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</u> <u>ア 利用者の数が30以下 1以上</u> <u>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u> <u>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</u>	

現行	改正案
3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 <u>(管理者)</u> 第127条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。 <u>第3節 設備に関する基準</u> <u>(設備)</u> 第128条 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。 2 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。 3 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。 5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で	

現行	改正案
<u>必要な設備を設けなければならない。</u> 6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。 (1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。 (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。 第4節 運営に関する基準 (入退居) 第129条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (入退居の記録の記載等) 第130条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載しなければならない。 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。	

現行	改正案
<u>(利用者負担額等の受領)</u> 第131条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 <u>(1) 食材料費</u> <u>(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）</u> <u>(3) 光熱水費</u> <u>(4) 日用品費</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u> 4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。	

現行	改正案
5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。 <u>(利用者負担額に係る管理)</u> 第132条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。 <u>(指定共同生活介護の取扱方針)</u> 第133条 指定共同生活介護事業者は、第142条において準用する第61条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものと	

現行	改正案
<u>ならないよう配慮しなければならない。</u> 2 <u>指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。</u> 3 <u>指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u> 4 <u>指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(サービス管理責任者の責務)</u> 第134条 <u>サービス管理責任者は、第142条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u> <u>(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u> <u>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u> <u>(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u> <u>(介護及び家事等)</u> 第135条 <u>介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援</u>	

現行	改正案
<u>と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</u> 2 <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</u> 3 <u>指定共同生活介護事業者は、調理に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、栄養並びに利用者の心身の状況、嗜好並びに食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立となるよう助言に努めなければならない。</u> 4 <u>指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</u> <u>(社会生活上の便宜の供与等)</u> 第136条 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</u> 2 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。</u> 3 <u>指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</u> <u>(運営規程)</u> 第137条 <u>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u> (1) <u>事業の目的及び運営の方針</u> (2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> (3) <u>入居定員</u> (4) <u>指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の</u>	

現行	改正案
<u>種類及びその額</u> <u>(5) 入居に当たっての留意事項</u> <u>(6) 緊急時等における対応方法</u> <u>(7) 非常災害対策</u> <u>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u> <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) その他運営に関する重要事項</u> <u>(勤務体制の確保等)</u> 第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業員によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 5 指定共同生活介護事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 6 指定共同生活介護事業者は、従業員に対し、その能力、資格、経験等に <u>応じた処遇を行うよう努めなければならない。</u>	

現行	改正案
<u>(支援体制の確保)</u> 第139条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。 <u>(定員の遵守)</u> 第140条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <u>(協力医療機関等)</u> 第141条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 <u>(準用)</u> 第142条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条及び第95条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第137条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第131条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第142条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第142条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」	

現行	改正案
とあるのは「第142条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第142条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。 (利用者負担額等の受領) 第158条 略	(利用者負担額等の受領) 第158条 略 (利用者負担額に係る管理) 第158条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に

現行	改正案
(準用) 第159条 第10条から第19条まで、第21条、<u>第23条</u>、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条、第72条、第73条（第4項を除く。）、第76条から第78条まで、第89条から第95条まで、<u>第132条</u>、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、<u>第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第171条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第159条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第157条第1項及び第2項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第159条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第159条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第159条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、<u>第132条第1項中「支給決定障害者（入</u></u>	<u>通知しなければならない。</u> (準用) 第159条 第10条から第19条まで、第21条_____、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条、第72条、第73条（第4項を除く。）、第76条から第78条まで、第89条から第95条まで_____、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と _____、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第159条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第157条第1項及び第2項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第159条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第159条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第159条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と_____

現行	改正案
居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第171条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。	読み替えるものとする。
(準用) 第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、<u>第23条</u>、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条、第72条、第73条（第4項を除く。）、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、<u>第132条、第147条及び第148条</u>の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第147条第1項」と、<u>第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と</u>、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第172条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第172条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とある	(準用) 第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条_____、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条、第72条、第73条（第4項を除く。）、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、第147条、<u>第148条及び第158条の2</u>の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第147条第1項」と _____、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第172条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第172条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とある

現行	改正案
のは「第172条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第172条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、<u>第132条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」</u> _____とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」 _____ _____ _____と読み替えるものとする。	のは「第172条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第172条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、<u>第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が」</u>とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「<u>支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の</u>」と読み替えるものとする。
第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談 _____ _____その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 （従業者の員数）	第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、<u>入浴、排せつ又は食事の介護</u>その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 （従業者の員数）
第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 （1） 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を<u>10</u>で除した数以上	第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 （1） 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を<u>6</u>で除した数以上 （2） <u>生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</u> <u>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号及び附則第6条</u>

現行	改正案
(2) 略 2・3 略 (準用) 第197条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。 (準備) 第198条 第128条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。	において「区分省令」という。) 第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数 イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数 エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 (3) 略 2・3 略 (管理者) 第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。 (設備) 第198条 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。 2 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。 3 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居

現行	改正案
	<u>(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。))を除く。以下この項、次項から第6項までにおいて同じ。))を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。</u> 4 <u>共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。</u> 5 <u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。))とすることができる。</u> 6 <u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</u> 7 <u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</u> 8 <u>ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。</u> <u>(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u> 9 <u>サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 入居定員を1人とする。</u> <u>(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u>

現行	改正案
第4節 運営に関する基準	(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
	第4節 運営に関する基準 (入退居)
	第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
	2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
	3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
	4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (入退居の記録の記載等)
	第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
	2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。 (利用者負担額等の受領)
	第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
	2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障

現行	改正案
	<u>害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</u> 3 <u>指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</u> (1) <u>食材料費</u> (2) <u>家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）</u> (3) <u>光熱水費</u> (4) <u>日用品費</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u> 4 <u>指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</u> 5 <u>指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。</u> <u>（指定共同生活援助の取扱方針）</u> <u>第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第61条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」とい</u>

現行	改正案
	う。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、<u>指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</u> 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、<u>共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。</u> 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、<u>指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u> 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、<u>常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(サービス管理責任者の責務)</u> <u>第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u> <u>(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u> <u>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u>

現行	改正案
(_____ 家事等) 第199条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。 2 略 3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による _____ 家事等を受けさせてはならない。	(4) <u>他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u> (介護及び家事等) 第199条 <u>介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</u> 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。 3 略 4 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による<u>介護又は家事等</u>を受けさせてはならない。 (社会生活上の便宜の供与等) 第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 (運営規程) 第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) <u>事業の目的及び運営の方針</u> (2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> (3) <u>入居定員</u>

現行	改正案
(勤務体制の確保等) 第200条 略 2 略 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。 4・5 略	(4) <u>指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u> (5) <u>入居に当たっての留意事項</u> (6) <u>緊急時等における対応方法</u> (7) <u>非常災害対策</u> (8) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u> (9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) <u>その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等) 第200条 略 2 略 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。<u>ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</u> 4 <u>指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</u> 5・6 略 <u>(支援体制の確保)</u> 第200条の2 <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u>

現行	改正案
(準用) 第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、<u>第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条までの規定</u>は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第201条において準用する第137条</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第131条第1項</u>」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第201条において準用する第131条第2項</u>」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「<u>共同生活援助計画</u>」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第61条第1項</u>」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>共同生活援助計画</u>」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第56条第1項</u>」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「<u>第201条において準用する第91条</u>」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「<u>第201条において準用する第76条第3項</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第201条</u>」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第201条において準用する第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関</u>」と、<u>第131条第3項第2号中「当該指</u>	第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <u>(協力医療機関等)</u> 第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 <u>(準用)</u> 第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条<u>及び第158条の2</u>の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第199条の3</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第198条の4第1項</u>」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第198条の4第2項</u>」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「<u>共同生活援助計画</u>」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第61条第1項</u>」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>共同生活援助計画</u>」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第56条第1項</u>」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「<u>第201条において準用する第91条</u>」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「<u>第201条において準用する第76条第3項</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第201条</u>」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第200条の4第1項</u>の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、<u>第158条の2第1項中「支給決定</u>

現行	改正案
定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条第1項中「第142条」とあるのは「第201条」と、第134条第1項第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」 と読み替えるものとする。	障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の12において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス

現行	改正案
	<u>利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u> <u>第2款 人員に関する基準</u> <u>(従業者の員数)</u> <u>第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</u> <u>(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</u> <u>ア 利用者の数が30以下 1以上</u> <u>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u> <u>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</u> <u>3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u>

現行	改正案
	<u>(準用)</u> 第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。 <u>第3款 設備に関する基準</u> <u>(準用)</u> 第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。 <u>第4款 運営に関する基準</u> <u>(内容及び手続の説明及び同意)</u> 第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 <u>(受託居宅介護サービスの提供)</u> 第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講

現行	改正案
	<u>じなければならない。</u> 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。</u> <u>(運営規程)</u> 第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) <u>事業の目的及び運営の方針</u> (2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> (3) <u>入居定員</u> (4) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u> (5) <u>受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地</u> (6) <u>入居に当たっての留意事項</u> (7) <u>緊急時等における対応方法</u> (8) <u>非常災害対策</u> (9) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u> (10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) <u>その他運営に関する重要事項</u> <u>(受託居宅介護サービス事業者への委託)</u> 第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、<u>受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</u> 2 受託居宅介護サービス事業者は、<u>指定居宅介護事業者でなければならな</u>

現行	改正案
	<u>い。</u> 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は<u>指定居宅介護とする。</u> 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 <u>(勤務体制の確保等)</u> 第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

現行	改正案
	<u>（準用）</u> <u>第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第201条の12において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第201条の12において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第201条の12において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」</u>

現行	改正案
<u>第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例</u> <u>(従業者の員数に関する特例)</u> 第204条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第126条第1項第1号及び第3号並びに第196条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 （1） 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上 （2） サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 利用者の数の合計が30以下 1以上 イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <u>(設備及び定員の遵守に関する特例)</u> 第205条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合	る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。 <u>第15章 削除</u> 第204条及び第205条 削除

現行	改正案
計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第128条（第198条において準用する場合を含む。）及び第140条（第201条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。 附 則 第3条 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第81条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。 （1） 次のアからウまでに掲げる利用者（指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害程度区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数 イ <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数 ウ <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数 （2） 略 2 略 第6条 <u>第135条第4項</u>の規定は、<u>指定共同生活介護事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令第2条第4号</u>に規定する区分4、<u>同条第5号</u>に規定する区分5又は<u>同条第6号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 2 <u>第135条第4項</u>の規定は、<u>指定共同生活介護事業所</u>の利用者のうち、区分	附 則 第3条 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第81条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。 （1） 次のアからウまでに掲げる利用者（指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害支援区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数 イ <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数 ウ <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数 （2） 略 2 略 第6条 <u>第199条第4項</u>の規定は、<u>指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令第1条第5号</u>に規定する区分4、<u>同条第6号</u>に規定する区分5又は<u>同条第7号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 2 <u>第199条第4項</u>の規定は、<u>指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、区分

現行	改正案
省令第2条第4号に規定する区分4、<u>同条第5号</u>に規定する区分5又は<u>同条第6号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)・(2) 略 3 前2項の場合において、第126条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第6条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。	省令第1条第5号に規定する区分4、<u>同条第6号</u>に規定する区分5又は<u>同条第7号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)・(2) 略 3 前2項の場合において、第196条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第6条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(従業者の員数) 第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 生活介護を行う場合 ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (ア) 略 (イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、（a）及び（b）に掲げる数を合計した数以上とする。 (a) i からiiiまでに掲げる<u>平均障害程度区分</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設等基準」という。）第4条第1項第1号イ（2）（一）（イ）に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分の</u>平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれi からiiiまでに掲げる数 i <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者（指定障害者支援施設等基準第4条第1項第1号イ（2）（一）（イ）（i）に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数 ii <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除し	(従業者の員数) 第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 生活介護を行う場合 ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (ア) 略 (イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、（a）及び（b）に掲げる数を合計した数以上とする。 (a) i からiiiまでに掲げる<u>平均障害支援区分</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設等基準」という。）第4条第1項第1号イ（2）（一）（イ）に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分の</u>平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれi からiiiまでに掲げる数 i <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者（指定障害者支援施設等基準第4条第1項第1号イ（2）（一）（イ）（i）に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数 ii <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除し

現行	改正案
た数 iii <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数 (b) 略 b～d 略 (ウ) 略 イ～オ 略 (2)～(6) 略 2・3 略	た数 iii <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数 (b) 略 b～d 略 (ウ) 略 イ～オ 略 (2)～(6) 略 2・3 略

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(職員の配置の基準) 第40条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の<u>平均障害程度区分</u>(障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の)平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。 (ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上 イ～エ 略 (4) 略 2～8 略 (職員の配置の基準) 第60条 略 2～7 略 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	(職員の配置の基準) 第40条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の<u>平均障害支援区分</u>(障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の)平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。 (ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上 イ～エ 略 (4) 略 2～8 略 (職員の配置の基準) 第60条 略 2～7 略 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。<u>ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)</u>

現行	改正案
(職員の員数等の特例) 第90条 略 2 略 3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第40条第1項第3号エ及び第7項、<u>第53条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに第8項、第60条第1項第2号及び第7項並びに第88条において準用する第75条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u> (1)・(2) 略 附 則 第4条 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第40条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。 (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（障害福祉サービス基準附則第3条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害程度区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数 イ <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数	<u>事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u> (職員の員数等の特例) 第90条 略 2 略 3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第40条第1項第3号エ及び第7項、<u>第53条第1項第2号エ及び</u>第8項、第60条第1項第2号及び第7項並びに第88条において準用する第75条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 (1)・(2) 略 附 則 第4条 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第40条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。 (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（障害福祉サービス基準附則第3条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害支援区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数 イ <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

現行	改正案
ウ <u>平均障害程度区分</u> が5以上 利用者の数を3で除した数 (2) 略 2 略	ウ <u>平均障害支援区分</u> が5以上 利用者の数を3で除した数 (2) 略 2 略

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(職員の配置の基準) 第12条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 生活介護を行う場合 ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (ア) 略 (イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a) 及び (b) に掲げる数を合計した数以上とする。 (a) i から iii までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ i から iii までに掲げる数 i <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。ii 及び iii において同じ。）の数を6で除した数 ii <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数	(職員の配置の基準) 第12条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 生活介護を行う場合 ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (ア) 略 (イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a) 及び (b) に掲げる数を合計した数以上とする。 (a) i から iii までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ i から iii までに掲げる数 i <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。ii 及び iii において同じ。）の数を6で除した数 ii <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

現行	改正案
iii <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数 (b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数 b～d 略 (ウ) 略 イ～オ 略 (3)～(7) 略 2～4 略	iii <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数 (b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数 b～d 略 (ウ) 略 イ～オ 略 (3)～(7) 略 2～4 略

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(介護補償) 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 略	(介護補償) 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 略

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(対象者) 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。 (1)・(2) 略 2 略	(対象者) 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。 (1)・(2) 略 2 略

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 略 2 略	(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 略 2 略

奈良市立診療所設置条例 新旧対照表

現行	改正案																						
(設置) 第1条 本市に、次のとおり診療所を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>奈良市立奈良診療所</td><td>奈良市二条大路南一丁目1番28号</td></tr> <tr> <td>奈良市立柳生診療所</td><td>奈良市邑地町2,786番地</td></tr> <tr> <td>奈良市立田原診療所</td><td>奈良市横田町336番地の1</td></tr> <tr> <td>奈良市立月ヶ瀬診療所</td><td>奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地</td></tr> <tr> <td>奈良市立都祁診療所</td><td>奈良市都祁白石町1,084番地</td></tr> </table> (指定管理者) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる診療所(奈良市立奈良診療所を除く。)の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 (1)～(3) 略 2 略 (診療時間等) 第4条 診療所の診療時間は、別表のとおりとする。 2 診療所の休診日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日(奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第1土曜日及び第3土曜日を除く。) (2) 月曜日、水曜日及び金曜日(奈良市立奈良診療所に限る。) (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (4) 12月29日から翌年1月3日まで 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、奈良市立奈良診療所の診療時間を変更し、診療を行う日であつても休診日とし、	名称	位置	奈良市立奈良診療所	奈良市二条大路南一丁目1番28号	奈良市立柳生診療所	奈良市邑地町2,786番地	奈良市立田原診療所	奈良市横田町336番地の1	奈良市立月ヶ瀬診療所	奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地	奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町1,084番地	(設置) 第1条 本市に、次のとおり診療所を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>奈良市立柳生診療所</td><td>奈良市邑地町2,786番地</td></tr> <tr> <td>奈良市立田原診療所</td><td>奈良市横田町336番地の1</td></tr> <tr> <td>奈良市立月ヶ瀬診療所</td><td>奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地</td></tr> <tr> <td>奈良市立都祁診療所</td><td>奈良市都祁白石町1,084番地</td></tr> </table> (指定管理者) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる診療所_____の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 (1)～(3) 略 2 略 (診療時間等) 第4条 診療所の診療時間は、別表のとおりとする。 2 診療所の休診日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日(奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第1土曜日及び第3土曜日を除く。) (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで	名称	位置	奈良市立柳生診療所	奈良市邑地町2,786番地	奈良市立田原診療所	奈良市横田町336番地の1	奈良市立月ヶ瀬診療所	奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地	奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町1,084番地
名称	位置																						
奈良市立奈良診療所	奈良市二条大路南一丁目1番28号																						
奈良市立柳生診療所	奈良市邑地町2,786番地																						
奈良市立田原診療所	奈良市横田町336番地の1																						
奈良市立月ヶ瀬診療所	奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地																						
奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町1,084番地																						
名称	位置																						
奈良市立柳生診療所	奈良市邑地町2,786番地																						
奈良市立田原診療所	奈良市横田町336番地の1																						
奈良市立月ヶ瀬診療所	奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地																						
奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町1,084番地																						

現行	改正案																						
又は休診日であつても診療を行うことができる。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、診療所（<u>奈良市立奈良診療所を除く。</u>）の診療時間を変更し、診療を行う日であつても休診日とし、又は休診日であつても診療を行うことができる。 別表（第4条関係） <table> <tr> <th>診療所名</th><th>診療時間</th></tr> <tr> <td>奈良市立奈良診療所</td><td>午後1時から午後4時まで</td></tr> <tr> <td>奈良市立柳生診療所</td><td>午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで</td></tr> <tr> <td>奈良市立田原診療所</td><td>(1) 月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日 午後1時30分から午後4時まで (2) 木曜日 午後1時30分から午後7時まで</td></tr> <tr> <td>奈良市立月ヶ瀬診療所</td><td>午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで</td></tr> <tr> <td>奈良市立都祁診療所</td><td>午前9時から正午まで並びに月曜日、水曜日及び金曜日の午後5時から午後7時まで</td></tr> </table>	診療所名	診療時間	奈良市立奈良診療所	午後1時から午後4時まで	奈良市立柳生診療所	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで	奈良市立田原診療所	(1) 月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日 午後1時30分から午後4時まで (2) 木曜日 午後1時30分から午後7時まで	奈良市立月ヶ瀬診療所	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで	奈良市立都祁診療所	午前9時から正午まで並びに月曜日、水曜日及び金曜日の午後5時から午後7時まで	3 前2項 _____ の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、診療所 _____ の診療時間を変更し、診療を行う日であつても休診日とし、又は休診日であつても診療を行うことができる。 別表（第4条関係） <table> <tr> <th>診療所名</th><th>診療時間</th></tr> <tr> <td>奈良市立柳生診療所</td><td>午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで</td></tr> <tr> <td>奈良市立田原診療所</td><td>午後1時30分から午後4時まで</td></tr> <tr> <td>奈良市立月ヶ瀬診療所</td><td>午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで</td></tr> <tr> <td>奈良市立都祁診療所</td><td>午前9時から正午まで並びに月曜日、水曜日及び金曜日の午後5時から午後7時まで</td></tr> </table>	診療所名	診療時間	奈良市立柳生診療所	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで	奈良市立田原診療所	午後1時30分から午後4時まで	奈良市立月ヶ瀬診療所	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで	奈良市立都祁診療所	午前9時から正午まで並びに月曜日、水曜日及び金曜日の午後5時から午後7時まで
診療所名	診療時間																						
奈良市立奈良診療所	午後1時から午後4時まで																						
奈良市立柳生診療所	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで																						
奈良市立田原診療所	(1) 月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日 午後1時30分から午後4時まで (2) 木曜日 午後1時30分から午後7時まで																						
奈良市立月ヶ瀬診療所	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで																						
奈良市立都祁診療所	午前9時から正午まで並びに月曜日、水曜日及び金曜日の午後5時から午後7時まで																						
診療所名	診療時間																						
奈良市立柳生診療所	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで																						
奈良市立田原診療所	午後1時30分から午後4時まで																						
奈良市立月ヶ瀬診療所	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで																						
奈良市立都祁診療所	午前9時から正午まで並びに月曜日、水曜日及び金曜日の午後5時から午後7時まで																						

奈良市立診療所諸料金条例 新旧対照表

現行	改正案
(使用料等の徴収) 第1条 本市立診療所(以下「診療所」という。)の施設の利用については、次の区分により、この条例の定めるところにより使用料又は利用料金を徴収する。 (1) <u>奈良市立奈良診療所</u> 使用料 (2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所 利用料金 2 略	(使用料等の徴収) 第1条 本市立診療所(応急診療所を含む。次項において「診療所」という。)の施設の利用については、次の区分により、この条例の定めるところにより使用料又は利用料金を徴収する。 (1) <u>奈良市立休日夜間応急診療所及び奈良市立休日歯科応急診療所</u> 使用料 (2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所 利用料金 2 略

奈良市立応急診療所条例 新旧対照表

現行	改正案
<u>(使用料及び手数料)</u> 第5条 応急診療所において徴収する使用料及び手数料は、<u>奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）に定める使用料及び手数料の例による。</u> (委任) 第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
(保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、24万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>35万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 2～4 略	(保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、24万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者_____の数と特定同一世帯所属者_____の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>45万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 2～4 略

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行	改正案																												
(指定管理者) 第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（<u>奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館</u>及び奈良県月ヶ瀬健民運動場を除く。以下この条において同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1)～(3) 略 2 略 (供用日及び供用時間) 第2条の3 略 2 指定管理者（<u>奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館</u>及び奈良県月ヶ瀬健民運動場については、市長。次条、第4条第1項及び第8条第1項において同じ。）は、公益上その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、供用日及び供用時間を変更し、又は臨時に休館し、休場し、開館し、若しくは開場することができる。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>野球場</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="4">体育館</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>奈良市中央第二体育館</td><td>奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号</td></tr><tr><td>奈良市南部体育館</td><td>奈良市横井五丁目337番地 の1</td></tr><tr><td>奈良市南部生涯スポーツセンター体育館</td><td>奈良市杏町467番地の1</td></tr></table>	種別	名称	位置	野球場	略	略	体育館	略	略	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号	奈良市南部体育館	奈良市横井五丁目337番地 の1	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1	(指定管理者) 第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（<u>奈良市月ヶ瀬体育館</u>及び奈良県月ヶ瀬健民運動場を除く。以下この条において同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1)～(3) 略 2 略 (供用日及び供用時間) 第2条の3 略 2 指定管理者（<u>奈良市月ヶ瀬体育館</u>及び奈良県月ヶ瀬健民運動場については、市長。次条、第4条第1項及び第8条第1項において同じ。）は、公益上その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、供用日及び供用時間を変更し、又は臨時に休館し、休場し、開館し、若しくは開場することができる。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>野球場</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">体育館</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>奈良市中央第二体育館</td><td>奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号</td></tr><tr><td>奈良市南部生涯スポーツセンター体育館</td><td>奈良市杏町467番地の1</td></tr></table>	種別	名称	位置	野球場	略	略	体育館	略	略	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1
種別	名称	位置																											
野球場	略	略																											
体育館	略	略																											
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号																											
	奈良市南部体育館	奈良市横井五丁目337番地 の1																											
	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1																											
種別	名称	位置																											
野球場	略	略																											
体育館	略	略																											
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号																											
	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1																											

現行			
		略	略
略			

別表第1の2（第2条の3関係）

施設の種別	供用日	供用時間
野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時までを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日。ただし、南部体育館は、休日、日曜日、毎月第1土曜日及び第3土曜日並びに12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合は、午前9時から午後5時まで
体育館	日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時までを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日。ただし、南部体育館は、休日、日曜日、毎月第1土曜日及び第3土曜日並びに12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで
武道場		午前9時から午後5時まで
弓道場		
クラブハウス		
陸上競技場	休日	午前9時から午後5時まで
プール	略	略
略		

別表第3（第5条関係）

改正案			
		略	略
略			

別表第1の2（第2条の3関係）

施設の種別	供用日	供用時間
野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時までを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合は、午前9時から午後5時まで
体育館	日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時までを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで
武道場		午前9時から午後5時まで
弓道場		
クラブハウス		
陸上競技場	休日	午前9時から午後5時まで
プール	略	略
略		

別表第3（第5条関係）

現行										改正案									
体育館使用料										体育館使用料									
区分				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	区分				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
				9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00					9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00
				～	～	～	～	～	～					～	～	～	～	～	～
				12：00	17：00	21：00	17：00	21：00	21：00					12：00	17：00	21：00	17：00	21：00	21：00
				円	円	円	円	円	円					円	円	円	円	円	円
略										略									
奈良	独占使用			1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000	奈良	独占使用			1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000
市中	部分使用			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						市中	部分使用			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額					
央第	(床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)									央第	(床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)								
二体										二体									
育館	小体育館	独占使用	750	1,000	1,500	2,000	2,750	3,750	育館	小体育館	独占使用	750	1,000	1,500	2,000	2,750	3,750		
		個人使用 (1人当たり)	150	200	300						個人使用 (1人当たり)	150	200	300					
奈良	独占使用			1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000										
市南	部分使用			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額															
部体	(床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)																		
育館																			
略	略			略						略	略			略					
略										略									

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	560円	第一種電柱	1本につき1年	610円	
	第二種電柱		860円	第二種電柱		940円	
	第三種電柱		1,200円	第三種電柱		1,300円	
	第一種電話柱		500円	第一種電話柱		550円	
	第二種電話柱		800円	第二種電話柱		870円	
	第三種電話柱		1,100円	第三種電話柱		1,200円	
	その他の柱類		50円	その他の柱類		55円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類		3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	540円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	330円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	郵便差出箱及び信書便差出箱		460円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円	

現行					改正案				
		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,000円</u>			その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,100円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>		法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>23円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30円</u>			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>33円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45円</u>			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>49円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>60円</u>			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>66円</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>90円</u>			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>98円</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120円</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>130円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210円</u>			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>230円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>330円</u>	
	外径が1メートル以上のもの		<u>600円</u>			外径が1メートル以上のもの		<u>660円</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び階段が1のもの	1年	Aに0.004を		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び階段が1のもの	1年	Aに0.004を	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び階段が1のもの	1年	Aに0.004を		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び階段が1のもの	1年	Aに0.004を	

現行					改正案				
1 項第 5 号に掲げる施設	地下室の			乗じて得た額	1 項第 5 号に掲げる施設	地下室の			乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.007 を乗じて得た額			階数が 2 のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額			階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,000円	上空に設ける通路			1,900円	
	地下に設ける通路			610円	地下に設ける通路			1,200円	
その他のもの			1,000円	その他のもの			1,100円		
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	20円	法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	38円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	200円		その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	380円
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（ア）一ちであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	200円	道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（ア）一ちであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	380円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000円			その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,800円
	標識		1 本につき 1 年	800円	標識		1 本につき 1 年	870円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	20円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	38円	
		その他のもの	1 本につき 1 月	200円		その他のもの	1 本につき 1 月	380円	
幕（令第		祭礼、縁日そ	その面積 1 平方	20円	幕（令第		祭礼、縁日そ	その面積 1 平方	38円

現行					改正案						
		7 条第 2 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	の他の催しに際し、一時的に設けるもの	メートルにつき 1 日				7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	の他の催しに際し、一時的に設けるもの	メートルにつき 1 日	
		アーチ	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	200円			アーチ	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	380円
			車道を横断するもの	1 基につき 1 月	2,000円				車道を横断するもの	1 基につき 1 月	3,800円
			その他のもの		1,000円				その他のもの		1,900円
令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	200円		令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	380円	
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設				100円		令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				110円	
令第 7 条第 6 号に掲げる施設			建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額	令第 7 条第 9 号に掲げる施設			建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.014 を乗じて得た額
			その他のもの		A に 0.011 を乗じて得た額				その他のもの		A に 0.01 を乗じて得た額
その他前各項により難い占用物件					前各項に準じて市長が定める額	その他前各項により難い占用物件					前各項に準じて市長が定める額

奈良市準用河川管理条例 新旧対照表

現行	改正案																														
(許可事項の変更等) 第3条 法第100条第1項において準用する法第23条から第25条まで、第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者は、天災その他やむを得ない理由により許可に係る事項に変更を生じたため、当該許可事項につき変更の許可を受けなければならないときは、その理由を明記して、当該変更を生じた日から10日以内に市長に申請しなければならない。 2 法第100条第1項において準用する法第23条から第25条まで、第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者は、第1号に該当するときはその日から30日以内に、第2号に該当するときはその日から10日以内に市長に届け出なければならない。 (1)・(2) 略 (流水占用料等の納付) 第5条 法第100条第1項において準用する法第23条から第25条まで の許可(以下この条において「許可」という。)を受けた者は、別表に定める額の流水占用料、土地占用料又は土石採取料(以下「流水占用料等」という。)を納付しなければならない。 2 略 別表(第5条関係) 1 流水・土地占用料 <table><tr><th>区分</th><th>種別</th><th>単位</th><th>占用料</th><th>摘要</th></tr><tr><td>流水占用料</td><td>鉱工業その他の用に供するもの</td><td>毎秒1リットル 1年につき</td><td>4,500円</td><td></td></tr><tr><td>土地占用料</td><td>第一種電柱</td><td>1本 1年につき</td><td>560円</td><td>組立鉄柱又はH柱は2</td></tr></table>	区分	種別	単位	占用料	摘要	流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	4,500円		土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	560円	組立鉄柱又はH柱は2	(許可事項の変更等) 第3条 法第100条第1項において準用する法第23条、第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者は、天災その他やむを得ない理由により許可に係る事項に変更を生じたため、当該許可事項につき変更の許可を受けなければならないときは、その理由を明記して、当該変更を生じた日から10日以内に市長に申請しなければならない。 2 法第100条第1項において準用する法第23条、第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者は、第1号に該当するときはその日から30日以内に、第2号に該当するときはその日から10日以内に市長に届け出なければならない。 (1)・(2) 略 (流水占用料等の納付) 第5条 法第100条第1項において準用する法第23条、第24条又は第25条の許可(以下この条において「許可」という。)を受けた者は、別表に定める額の流水占用料、土地占用料又は土石採取料(以下「流水占用料等」という。)を納付しなければならない。 2 略 別表(第5条関係) 1 流水・土地占用料 <table><tr><th>区分</th><th>種別</th><th>単位</th><th>占用料</th><th>摘要</th></tr><tr><td>流水占用料</td><td>鉱工業その他の用に供するもの</td><td>毎秒1リットル 1年につき</td><td>5,140円</td><td></td></tr><tr><td>土地占用料</td><td>第一種電柱</td><td>1本 1年につき</td><td>610円</td><td>組立鉄柱又はH柱は2</td></tr></table>	区分	種別	単位	占用料	摘要	流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,140円		土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	610円	組立鉄柱又はH柱は2
区分	種別	単位	占用料	摘要																											
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	4,500円																												
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	560円	組立鉄柱又はH柱は2																											
区分	種別	単位	占用料	摘要																											
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,140円																												
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	610円	組立鉄柱又はH柱は2																											

現行					改正案				
				本とみなす。					本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	860円			第二種電柱	1本 1年につき	940円	
	第三種電柱	1本 1年につき	1,200円			第三種電柱	1本 1年につき	1,300円	
	第一種電話柱	1本 1年につき	500円	組立鉄柱又はH柱は2		第一種電話柱	1本 1年につき	550円	組立鉄柱又はH柱は2
	第二種電話柱	1本 1年につき	800円	本とみなす。		第二種電話柱	1本 1年につき	870円	本とみなす。
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,100円			第三種電話柱	1本 1年につき	1,200円	
	公衆電話所	1個 1年につき	1,000円			公衆電話所	1個 1年につき	1,100円	
	埋設又は架設管類 外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	120円			埋設又は架設管類 外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	130円	
	埋設又は架設管類 外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	210円			埋設又は架設管類 外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	230円	
	埋設又は架設管類 外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	300円			埋設又は架設管類 外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	330円	
	埋設又は架設管類 外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	600円			埋設又は架設管類 外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	660円	

現行					改正案				
	仮設建築物	1 平方メートル 1 月につき	<u>100円</u>	露店、工事用建築物その他これに類するもの		仮設建築物	1 平方メートル 1 月につき	<u>110円</u>	露店、工事用建築物その他これに類するもの
	通路橋、通路	1 平方メートル 1 年につき	<u>990円</u>			通路橋、通路	1 平方メートル 1 年につき	<u>1,080円</u>	
	その他前各項により難しい工作物	1 平方メートル 1 年につき	<u>2,000円</u>			その他前各項により難しい工作物	1 平方メートル 1 年につき	<u>2,200円</u>	
	原形のままの占用	1 平方メートル 1 年につき	<u>100円</u>	農耕地、採草地等		原形のままの占用	1 平方メートル 1 年につき	<u>110円</u>	農耕地、採草地等
	養魚	1 平方メートル 1 年につき	<u>270円</u>			養魚	1 平方メートル 1 年につき	<u>300円</u>	

備考 略

2 土石採取料

種別	単位	採取料	摘要
砂利	1 立方メートル	<u>280円</u>	
土砂	1 立方メートル	<u>180円</u>	
かきこみ砂利	1 立方メートル	<u>280円</u>	
栗石	直径が 8 センチメートル以上 20 センチメートル	<u>310円</u>	

備考 略

2 土石採取料

種別	単位	採取料	摘要
砂利	1 立方メートル	<u>290円</u>	
土砂	1 立方メートル	<u>190円</u>	
かきこみ砂利	1 立方メートル	<u>290円</u>	
栗石	直径が 8 センチメートル以上 20 センチメートル	<u>330円</u>	

現行						改正案					
転石	一トル未満のもの					転石	一トル未満のもの				
	直径が20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1 立方メートル	620円	20個を1立方メートルとする。			直径が20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1 立方メートル	630円	20個を1立方メートルとする。	
	直径が40センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1 立方メートル	1,250円	10個を1立方メートルとする。			直径が40センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1 立方メートル	1,280円	10個を1立方メートルとする。	
	直径が60センチメートル以上のもの	1 立方メートル	5,680円				直径が60センチメートル以上のもの	1 立方メートル	5,840円		
備考 略						備考 略					

奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(占用料の徴収) 第5条 占用等の許可（前条第1項第1号に規定する行為に係るものに限る。）を受けた者（以下「占有者」という。）は、占用料を納入しなければならない。 2 占用料の額は、次のとおりとする。 (1) 奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）別表に規定する占用物件 同表に規定する単位及び占用料 (2) 通路橋及び通路（道路の占用に係るものを除く。） 占用面積1平方メートルにつき年額<u>990円</u> 3 前項第2号に規定する占用料の額の計算方法については、奈良市道路占用料に関する条例別表備考の第6項及び第7項の規定を準用する。 4 占用料は、市長が指定する期日までに一括して納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、会計年度ごとに分納することができる。 5 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、各会計年度ごとに当該会計年度の当初において市長が指定する期日とする。 6 既納の占用料は還付しない。ただし、第12条第2項の規定により占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更したとき、若しくは法定外公共物の管理について必要な措置をとったとき、又は天災その他特別の理由により占用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。	(占用料の徴収) 第5条 占用等の許可（前条第1項第1号に規定する行為に係るものに限る。）を受けた者（以下「占有者」という。）は、占用料を納入しなければならない。 2 占用料の額は、次のとおりとする。 (1) 奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）別表に規定する占用物件 同表に規定する単位及び占用料 (2) 通路橋及び通路（道路の占用に係るものを除く。） 占用面積1平方メートルにつき年額<u>1,080円</u> 3 前項第2号に規定する占用料の額の計算方法については、奈良市道路占用料に関する条例別表備考の第6項及び第7項の規定を準用する。 4 占用料は、市長が指定する期日までに一括して納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、会計年度ごとに分納することができる。 5 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、各会計年度ごとに当該会計年度の当初において市長が指定する期日とする。 6 既納の占用料は還付しない。ただし、第12条第2項の規定により占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更したとき、若しくは法定外公共物の管理について必要な措置をとったとき、又は天災その他特別の理由により占用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

奈良市都市公園条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 略					1 略				
2 都市公園を占用する場合					2 都市公園を占用する場合				
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものの	占用物件	単位	期間	金額	電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものの	占用物件	単位	期間	金額
	第一種電柱	1 本	1 年	560円		第一種電柱	1 本	1 年	610円
	第二種電柱			860円		第二種電柱			940円
	第三種電柱			1,200円		第三種電柱			1,300円
	第一種電話柱			500円		第一種電話柱			550円
	第二種電話柱			800円		第二種電話柱			870円
	第三種電話柱			1,100円		第三種電話柱			1,200円
	その他の柱類			50円		その他の柱類			55円
	共架電線その他上空に設けられる線類	1 メートル	1 年	5 円		共架電線その他上空に設ける線類	1 メートル	1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類			3 円		地下に設ける電線その他の線類			3 円
	地表に設けられる変圧器	1 個	1 年	490円		地表に設ける変圧器	1 個	1 年	540円
	地下に設けられる変圧器	1 平方メートル	1 年	300円		地下に設ける変圧器	1 平方メートル	1 年	330円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1 基	1 年	490円		簡易型携帯電話システム無線基地局	1 基	1 年	540円
	変圧塔その他これに類するもの	1 個	1 年	1,000円		変圧塔その他これに類するもの	1 個	1 年	1,100円
水道管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	1 メートル	1 年	21円	水道管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	1 メートル	1 年	23円

現行					改正案				
管、ガス管その他これらに類するものの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30円	管、ガス管その他これらに類するものの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			33円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			49円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			60円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			66円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			90円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			98円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			230円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			330円
	外径が1メートル以上のもの			600円		外径が1メートル以上のもの			660円
	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル	1年	610円		通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	420円		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	460円
	公衆電話所			1,000円		公衆電話所			1,100円
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル	1月	200円		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	380円
	標識	1本	1年	800円		標識	1本	1年	870円
防火用貯水槽で地下に設けられるもの	1平方メートル	1年	1,000円	防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,100円		

現行					改正案				
	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1 平方メートル	1 月	200円		工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1 平方メートル	1 月	380円
	土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場					土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場			
	その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額				その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額		
備考 略					備考 略				
3 略					3 略				

奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準) 第30条の4 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。))は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。 2・3 略 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令<u>第37条第7号から第7号の3まで</u>に掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。 5 略	(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準) 第30条の4 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。))は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。 2・3 略 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令<u>第37条第4号から第6号まで</u>に掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。 5 略

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例 新旧対照表

現行					改正案				
(授業料等の納付)					(授業料等の納付)				
第3条 授業料の納付月及びその月_____における納付額は、次の表のとおりとする。					第3条 授業料は分割して納付するものとし、各期_____における納付額は、別表_____のとおりとする。				
納付月		4月		9月	1月				
区分		円	円	円					
高等学校	市内生	42,500	34,000	25,500					
	市外生	49,500	39,600	29,700					
幼稚園		31,500	25,200	18,900					
2 前項の各納付月の授業料は、教育委員会が指定する日までに納付しなければならない。					2 各期_____授業料は、教育委員会が指定する日までに納付しなければならない。				
3・4 略					3・4 略				
					別表（第3条関係）				
					1 高等学校				
		第1期 (4～6月分)	第2期 (7～9月分)	第3期 (10～12月分)	第4期 (1～3月分)				
納付額	市内生	円 25,500	円 25,500	円 25,500	円 25,500				
	市外生	29,700	29,700	29,700	29,700				
					2 幼稚園				
区分		第1期 (4～8月分)	第2期 (9～12月分)	第3期 (1～3月分)					
納付額		円 31,500	円 25,200	円 18,900					

奈良市公民館条例 新旧対照表

現行	改正案																														
(設置) 第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。 略 2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>都跡公民館佐紀分館</td><td>奈良市佐紀町3, 089番地</td></tr><tr><td>都跡公民館尼辻分館</td><td>奈良市四条大路五丁目 2 番44号</td></tr></table> (開館時間) 第2条の3 公民館 _____の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。<u>ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</u> 2 分館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。 別表（第8条の2関係） 1 施設及びその使用料 <table><tr><td>区分</td><td>午前</td><td>午後</td><td>夜間</td></tr><tr><td></td><td>9：00～12：00</td><td>13：00～17：00</td><td>18：00～21：00</td></tr></table>	名称	位置	略	略	都跡公民館佐紀分館	奈良市佐紀町3, 089番地	都跡公民館尼辻分館	奈良市四条大路五丁目 2 番44号	区分	午前	午後	夜間		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：00	(設置) 第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。 略 2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>都跡公民館佐紀分館</td><td>奈良市佐紀町3, 089番地</td></tr></table> (開館時間) 第2条の3 <u>奈良市生涯学習センター、奈良市立中部公民館及び奈良市立西部公民館</u>の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。 2 <u>前項に掲げる公民館以外の公民館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後9時までとする。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、公民館の開館時間を変更することができる。</u> 4 分館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。 別表（第8条の2関係） 1 施設及びその使用料 <table><tr><td>区分</td><td>午前</td><td>午後</td><td>夜間</td></tr><tr><td></td><td>9：00～12：00</td><td>13：00～17：00</td><td>18：00～21：00</td></tr></table>	名称	位置	略	略	都跡公民館佐紀分館	奈良市佐紀町3, 089番地	区分	午前	午後	夜間		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：00
名称	位置																														
略	略																														
都跡公民館佐紀分館	奈良市佐紀町3, 089番地																														
都跡公民館尼辻分館	奈良市四条大路五丁目 2 番44号																														
区分	午前	午後	夜間																												
	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：00																												
名称	位置																														
略	略																														
都跡公民館佐紀分館	奈良市佐紀町3, 089番地																														
区分	午前	午後	夜間																												
	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：00																												

現行						改正案					
		00	00	00				00	00	00	
略	略	円 略	円 略	円 略		略	略	円 略	円 略	円 略	
略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	
都 祁 公 民 館	会議室 A	360	480	360		都 祁 公 民 館	会議室 A	360	480	360	
	研修室 A	570	760	570			研修室 A	570	760	570	
	研修室 B	360	480	360			研修室 B	360	480	360	
	実習室	360	480	360			実習室 1	450	600	450	
							実習室 2	360	480	360	
	小集会室	240	320	240			小集会室	240	320	240	
	大集会室	810	1,080	810			大集会室	810	1,080	810	
備考 略						備考 略					
2 略						2 略					